

## 一般廃棄物再生利用業者指定証

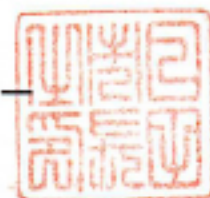
住 所 日田市大字東有田2813番地22

氏 名 株式会社 九州ウッドマテリアル  
代表取締役 森 山 政 美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号又は第2条の3第2号に規定する再生利用業者として、日田市一般廃棄物の再生利用業者の指定に関する要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり指定する。

平成20年 7月31日

日田市長 佐藤 陽



記

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 指定年月日              | 平成20年 8月 1日   |
| 2. 指定番号               | 日 廃 第 275 号   |
| 3. 事業の範囲              |   |
| (1) 再生輸送、再生活用及び再生処分の別 | 再生活用  |
| (2) 取り扱う一般廃棄物の種類      | 木くず   |
| 4. 再生利用の目的及び方法        | 木くずを木質系破砕機でチップ化し、バイオマス発電施設の発電用燃料として再生利用を図る。           |
| 5. 指定の条件              | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、日田市一般廃棄物の再生利用業の指定に関する要綱等関係法令を遵守すること。 |